

氏名（生年月日）	^{キタ} ^{ムラ} ^{コウ} ^{スケ} 北村厚介（1983年10月5日）
学位の種類	博士（史学）
学位記番号	文博甲第140号
学位授与の日付	2021年3月17日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	近世後期関東譜代藩領国の研究
論文審査委員	主査 山崎 圭 副査 宮間 純一・渡辺 尚志

博士学位請求論文審査報告書

1. 本論文の概要と意義

本論文は、近世後期の川越藩松平大和守家とその領国を分析対象として、関東譜代藩の藩政と藩領国のあり方について、両者の関係を意識しながら検討した研究である。本論文で川越藩が取り上げられているのは、これまでの藩政史研究において西南雄藩や外様大藩については研究の蓄積が多いものの、川越藩のような徳川家門や譜代藩に関する研究がかなり少ないことが第一の理由である。さらに関東地域では、旗本領など個別領主支配の錯綜や、それを踏まえた幕府による広域支配のあり方等の方に研究者の関心が集まりがちで、川越藩をはじめとする諸藩による領国支配については十分な検討が進められてこなかったという理由もある。

また、藩によっては、藩政史料だけが残されていたり、逆に地域史料だけが残されていたりと、史料の残存状況は区々であるが、川越藩の場合、両方の史料が豊富に残されているという好条件にある。これまで川越藩の藩政史料については、政治史に関わるトピック的な部分が断片的に検討されるにとどまり、通時的な検討が十分になされてきたとは言えない。本論文では、読み通すのが容易ではない松平大和守家日記を丁寧に読み込んで、藩財政を中心に多くの新事実を明らかにしている。それと同時に、村役人文書を中心に地域史料を丹念に検討することで、藩政改革下の地域社会の動向についても具体的に明らかにしている。そして川越藩における政治史と地域史とを有機的に結び付けて検討することにより、従来の定説を見直すことに成功している点が本論文の大きな成果である。近年の学界では、藩を総合的に検討することの必要が説かれているが、本論文はそういった研究動向を前提にしつつ、さらなる研究の発展に貢献していると言うことができる。

2. 本論文の構成

序章 関東譜代藩研究の課題と視角

- 一 戦後藩政史研究
- 二 総合史としての藩研究

三 関東譜代藩研究の意義と課題

四 川越藩松平大和守家の概略と本論文の構成

第一部 川越藩政と藩領国

第一章 川越所替と大奥老女松島

はじめに

一 前橋城見分の意図

二 松平大和守家と松島

三 川越城拝領と川越領高替

おわりに

第二章 川越藩文政改革における領主手限組合と関東取締出役

はじめに

一 川越藩文政改革の政策と転換

二 新規組合・頭取名主設置と領主手限容認の再評価

三 川越藩領主手限組合と関東取締出役

おわりに

第三章 川越藩政と三方領知替 ～将軍養子と「続柄」の論理

はじめに

一 将軍養子の実現

二 歎願における「続柄」の論理と将軍家との関係性

三 三方領知替

おわりに

第四章 三方領知替中止と領主領民関係

はじめに

一 領知替の発令と引移準備

二 領知替の中止と藩政改革

三 藩政改革と領内支配の矛盾

おわりに

第二部 川越藩在方支配と地域社会

第五章 村方騒動と藩政改革

はじめに

一 村政運営の変化と村方騒動の推移

二 川越藩の財政構造と藩財政の窮乏

三 川越藩畑田成改と赤尾村名主跡役一件

おわりに

第六章 近世後期川越藩在方支配の制度と特質

はじめに

- 一 近世後期川越郡代所在方支配機構の制度
- 二 近世後期川越郡代所在方支配機構の特質
- 三 役人宅を通じた在方支配

おわりに

第七章 川越藩頭取名主制の制度と役割

はじめに

- 一 頭取名主制の制度
- 二 頭取名主の役割
- 三 領主政策と人気の安定

おわりに

第八章 川越郡代所在方支配と「宅廻り」

はじめに

- 一 「宅廻り」における贈答
- 二 「宅廻り」を通じた日常的関係性
- 三 訴願における「宅廻り」

おわりに

終章

3. 各章の内容

序章「関東譜代藩研究の課題と視角」では、戦後の藩政史研究や、近年の「総合史としての藩研究」と呼ぶことのできる研究動向について整理した上で、本論文において関東譜代藩研究を進める意義と課題について論じている。

第一部「川越藩政と藩領国」では、川越藩政を幕藩関係と財政史を軸に再検討し、松平大和守家の「藩領国」形成のあり方について論じている。

第一章「川越所替と大奥老女松島」では、従来、利根川水害による城郭の被害が理由と考えられてきた明和4年(1767)の松平大和守家の前橋から川越への所替について、その裏には貢租収入の不足による財政窮乏があって、この点を解決するために続けてきた運動の結果であることが明らかにされている。その中で大奥老女松島との縁戚関係を活用して、内証ルートでの交渉を重ねて成果を上げたこと、松島の死後は、寛政改革とも重なりこのような手法は有効でなくなったことを明らかにしている。

第二章「川越藩文政改革における領主手限組合と関東取締出役」では、幕府の文政改革で改革組合が編成された際に、川越藩はそれに入らず独自の手限組合を設定したことを取り上げ、従来は幕府の介入に対する反発などと説明されてきたのに対し、藩財政再建のため日掛積金主法を実現するために独自の組合を維持する必要があったことを明らかにしている。また、改革組合を管轄した関

東取締出役と川越藩との関係も、対立ばかりでなく、出入関係を結ぶなど協調する面も見られたこと、そのような関係は幕府による天保改革下の合戦場宿一件（不正に関与した関東取締出役が大量粛正された事件）で払拭されたことを指摘している。

第三章「川越藩政と三方領知替 ～將軍養子と「続柄」の論理」では、天保改革の挫折例として有名な三方領知替を取り上げ、それが川越藩自身の希望ではないことを指摘している。川越藩は、將軍家齊の五十三子を養子に迎え、養子の生育を最大の理由に据えて財政改善のため幕府に高替を要望し続けたが、容易に受け入れられなかった。しかし、養子自身が大御所家齊に面会して訴えると、幕府も無視できず、水野忠邦の指示で川越藩の希望とは異なるものの三方領知替が実現した。その過程を丁寧に論証すると同時に、最終判断にあたった水野の意図を幕府による関東領国支配の実現のためと推測している。

第四章「三方領知替中止と領主領民関係」では、従来は研究が手薄だった領知替中止後の川越藩における領主領民関係を検討し、庄内への引移り準備の過程で領主領民関係が破綻寸前まで追い込まれ、その後、領民の不満の対象であった頭取名主を縮小するなど、藩は人心に配慮する対応をとったが、財政が改善しない以上負担は領内に転嫁され続けることとなり、藩と小前百姓との間で領内中間層が板挟みにあったこと等を明らかにしている。

第二部「川越藩在方支配と地域社会」では、第一部の成果を前提に、川越藩における在方支配の仕組みについて、藩財政の動向との関連を意識しながら検討している。

第五章「村方騒動と藩政改革」では、領内の赤尾村で発生した名主跡役をめぐる相論を取り上げ、そこに藩財政の窮乏を打開するための藩政改革が影響していたと述べている。天保期、川越藩は大坂銀主からの融資を断られ、財政再建のため隠田摘発や畑田成改を実施したが、この政策に協力する姿勢を示す安野家が名主役に復帰し、それに対して小前百姓が反発し、その結果、村役人くじ引制が導入されたことを指摘し、領主の財政状況が村方騒動の行方を左右したと論じている。

第六章「近世後期川越藩在方支配の制度と特質」では、近世後期の川越郡代所在方支配機構について制度の概要を示し、藩と村の間に行政面を担う親村組合、取締り面を担う頭取組合という二種類の間支配機構が存在したことを確認している。その上で、川越藩では村役人が藩役人宅を訪ねて内伺いをする「宅廻り」が慣行として広く行われており、そこでは中間支配機構を介さない藩と村とのやりとりが見られたと指摘し、中間支配機構に偏りすぎない在方支配の検討の必要を説いている。

第七章「川越藩頭取名主製の制度と役割」では、頭取名主は領主政策（財政再建）を実現することを目的に設置されており、領主と村との間に立って調整役となることが期待されていたこと、頭取名主は年貢徴収等の代官支配の通常業務には関わらなかったため、村役人が藩役人宅を訪ねる「宅廻り」慣行は頭取名主とは無関係に続けられたことを明らかにしている。

第八章「川越郡代所在方支配と「宅廻り」」では、村役人が藩役人の自宅を訪ねる「宅廻り」が賄賂を伴いがちであることから制度的には禁止されながらも、日常的には在方支配の仕組みに組み込まれていた事情を検討している。そこでは、藩財政窮乏の結果、家臣団の給与が大幅に削減されて

いる役人側の事情（贈答品への期待）と、相論を有利に進めるため内々の折衝を行いたい村側の事情が関わっていることが指摘されている。また、相論時に「宅廻り」は、村役人層にも小前層にも開かれていることから、両者がぶつかりあい利害調整を行う場所になったことも明らかにされている。

終章では、川越藩松平大和守家の政治史、川越藩松平大和守家の在方支配、財政問題、政治史における奥向き、関東譜代藩研究の進展の五項目を立てて、論文内容の整理と研究史への位置付けが行われている。特に財政問題と政治史における奥向を、本論文の主要な成果としてあげている。

4. 本論文の成果

本論文の成果として特に重要な点を、ここでは以下の四点にまとめておく。

(1) 川越藩の藩政史料分析と藩財政について

これまでの川越藩研究では、三方領知替や相州警衛など政治史上有名な事柄に関わるトピックを中心に掘り下げられる傾向があり、藩政史料として元禄11年（1698）から明治2年（1869）にわたる大部の藩日記が残されているにもかかわらず、それらが十分に精読されてこなかった。それゆえ川越藩の財政が窮乏していたことはよく知られているものの、それに対してどのような具体的対応がとられたかについては十分に明らかにされてはいない。本論文では、城下町の御用達商人横田家による御勝手御世話への依拠（文政2年〈1819〉～）から、大坂銀主中よりの借財（文政7年～）、領内増収策への転換（天保5年〈1834〉～）と、文政期以降、段階的に対策が変化したことを明らかにしており、藩財政について基礎的な事実が確定された意義は大きい。

(2) 表向きの政治史と奥向きとの関わりについて

川越藩が將軍家とのつながりを利用して大奥に働きかけ、幕府から様々な支援を引き出したという事実を明らかにした点も重要である。具体的には、明和4年（1767）の松平大和守家の前橋から川越への所替に関わって、大奥老女松島との縁戚関係を活用して、田沼意次らと内々に交渉を重ねて成果を上げたこと、また、天保期の三方領知替発令にいたるまでの幕府との交渉に際しても、養子に迎えた徳川家斉の子息を利用して家斉や大奥への歎願を行ったことを明らかにしている。近年の藩研究では、幕藩間の表向きの動向だけでなく、奥向きの動向（女性の役割）にも関心が向いており、本論文もそういった研究の進展に貢献している。

(3) 藩財政を軸にした川越藩政の再把握について

上記のように川越藩財政について理解を深めることで、それとの関わりで川越藩政史の見直しを進めている。具体的には、文政10年（1827）の幕府による改革組合編成時に川越藩がそれに従わなかった理由について、同藩による手限組合の設置は、大坂銀主中との関わりで進められていた財政改革の一環である日掛積金主法を実現するために不可欠なものだったという新しい見方を提示している。また、三方領知替についても、川越藩は領内増収策を実現するために城付地周辺への高替を願っていたことを確認し、三方領知替が発令されたのは川越藩の要望によるものではなく、最終判断した老中水野忠邦の決断によるものであったことを示し、水野の選択・判断の意義にあらた

めて注目することで天保改革と幕府の関東支配との関わりに関する見解を提示している。

(4) 藩政改革と地域社会との関わりについて

本論文では藩側の史料と村側の史料を同時に分析しているので、これまで政治史や地域史などそれぞれの関心により個別に検討されてきた問題について、相互のつながりを見出して理解を深めている。具体的には、藩財政の窮乏と財政難の領民への転嫁が村方騒動に影を落としており、藩は自らの利益を優先する姿勢を示したこと、また、藩が財政政策を実現するために設置した頭取組合は通常の支配には関わらず、村役人が「宅廻り」という形で直接藩役人の自宅を訪ねて交渉を行ったこと、この慣行は藩役人と村役人との交渉を円滑にする意味を持ったが、賄賂を伴うことも確かで、藩財政悪化により給与を大幅削減されている藩役人にとっては必要なものであったこと等を明らかにしている。

5. 本論文の残された課題

以上の成果が認められる一方で、今後の課題とすべき点もいくつか残されている。ここでは主に次の三点を指摘しておきたい。まず第一に、本論文のタイトルは「近世後期関東譜代藩領国の研究」だが、外様も含めた藩全般に普遍化できる内容と川越藩に特化した内容とが混在していて、「関東譜代藩」としての特性が必ずしも明確には打ち出せていない点である。もう一度本論文の成果を整理して、関東譜代藩の視点での位置付け直しが必要である。第二に、川越藩における頭取組合の設置事情について、それが幕府の取締り政策に対する反発ではなく、独自の財政改革を進めるためのものだったことを明らかにしたことは重要だが、頭取名主のその後の活動に関する説明の部分では評価の揺れが見られ、曖昧な印象を与えてしまっている点である。頭取名主と財政改革との関わりをさらに明らかにすると同時に、財政改革の実現と取締りとの関わりを、時期による変化にも留意しながら説明し直す必要がある。第三に、川越藩による前橋城を中心とする城付地高替願いが、最終局面で、老中水野忠邦の力で三方領知替に転換したという指摘は重要で、その理由を幕府の改革組合政策と齟齬を来す川越藩を水野が忌避したからとする指摘も興味深いのが、はじめは状況証拠に基づく新たな仮説として提示された論点が、終章等では断定的な主張にかわってしまっている点である。天保改革の評価とも関わる重要な論点であるので、幕閣側の史料を検討して少しでも論証を深め、先行研究との関係も丁寧に整理して説明するなど、慎重な位置付けが必要である。

6. 本論文の評価

以上のように今後検討すべき点も残されてはいるが、論文全体としては、関係史料を博捜し、数多くの先行研究を丁寧に吟味して十分な成果を上げていることが明らかである。審査委員会では、論文審査と最終試験の結果を踏まえ、申請者に対して博士（史学）の学位を授与することが適当であると全員一致で判断した。